

平成30年度 第3回伊勢湾BCP協議会の活動報告

今年度の活動内容

平成30年度の活動内容

◆ 過年度までの経緯

平成28年2月5日 伊勢湾BCP策定

- ・大規模災害時、伊勢湾の港湾機能継続のための広域連携について、基本的な考え方と各関係機関の役割等を定めた。



平成29年3月9日 伊勢湾BCP改訂

- ・訓練等の結果を受けて、伊勢湾BCPの広域連携体制の行動計画を位置づけた。



平成30年3月12日 伊勢湾BCP改訂

- ・伊勢湾BCPの実効性の向上を図るために訓練を実施し、詳細な手順書(案)(連携体制の構築、資機材の調達、優先順位の設定)を検討した。

◆ 平成30年度の活動内容

平成30年9月6日 第5回作業部会

- ・手順書(案)の見直し[①広域連携体制、②資機材調達、③優先順位]
- ・手順書(案)の考え方[④被害状況調査、⑤航路啓開]



平成30年10月

- ・港湾管理者及び災害協定団体へのアンケート・ヒアリング
[被害状況調査、航路啓開]



平成30年11月12日 第6回作業部会

- ・見直し(案)の提示[広域連携、資機材調達、優先順位]
- ・手順書(素案)[④被害状況調査、⑤航路啓開]に基づく図上訓練の実施



平成30年1月10日 第7回作業部会

- ・第5・6回作業部会の結果を踏まえた手順書(案)の修正
[広域連携、資機材調達、優先順位、被害状況調査、航路啓開]
- ・伊勢湾BCP等の一部改訂(案)



平成31年2月21日 第3回協議会

- ・港湾BCPに関する講演
- ・伊勢湾BCP等の一部改訂、手順書(案)の策定、今後の活動内容

平成30年度の活動内容

◆第5回作業部会の概要 (H30.9.6)

平成30年度協議会の活動内容の確認

前年度の協議会の活動内容（手順書案の作成など）を振り返り、今年度の活動内容について確認。



手順書（案）①、②及び③の見直し

手順書（案）①、②及び③の課題と対応方針について意見交換を実施。

手順書（案） [①広域連携体制、②資機材調達、③優先順位]



手順書（案）④及び⑤の考え方の確認

手順書（案）④及び⑤の考え方について意見交換を実施。

手順書（案） [④被害状況調査、⑤航路啓開作業]の考え方



第6回作業部会の進め方の確認

図上訓練の実施方法（手順書（案）を読み合わせ、連携が必要な手順を中心に確認と改善を検討）について意見交換を実施。



講評 アドバイザー：小野教授、富田教授



平成30年度の活動内容

◆第6回作業部会(図上訓練)の概要 (H30.11.12)

◆目的

- ・手順書(案)の作成の一環として事務局が作成した手順書(素案)に基づき、関係者が図上訓練を行うことで、手順書(案)の課題を整理するとともに、改善策の検討を行い、実効性を高めることを目的とする。

◆対象

- ・被害状況調査、航路啓開作業

◆訓練体制

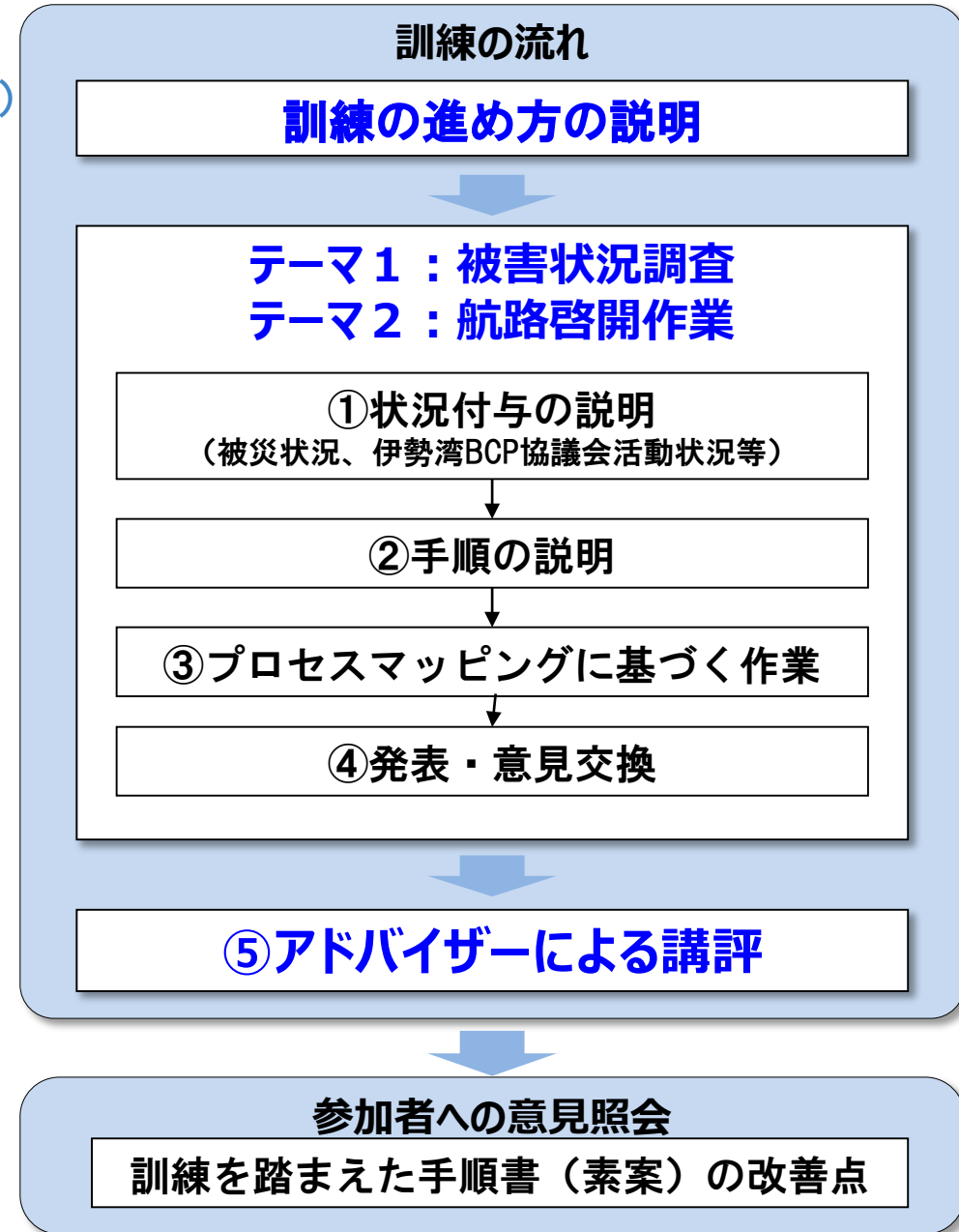
- ・地域別の3つのグループに分かれて作業する。

◆プロセスマッピング

- ・各機関が行う活動と相互の連携関係を検討し、不足する活動、必要な準備及び連携等、手順書(案)を作成する上での課題と改善策の話し合う。

◆参加者への意見照会

- ・訓練を踏まえた手順書(素案)の改善点について訓練参加者に意見照会。



平成30年度の活動内容

◆第6回作業部会(図上訓練)の概要 (H30.11.12)

◆図上訓練の様子



平成30年度の活動内容

◆第7回作業部会の概要 (H31.1.10)

第5回・第6回作業部会の振り返り

第5回作業部会及び第6回作業部会（図上訓練）を振り返り、手順書（案）への意見と対応方針を確認。



手順書（案）①、②及び③の見直し

手順書（案）①、②及び③の課題と対応方針について意見交換を実施。

手順書（案） [①広域連携体制、②資機材調達、③優先順位]



手順書（案）④及び⑤の検討

手順書（案）④及び⑤の課題と対応方針について意見交換を実施。

手順書（案） [④被害状況調査、⑤航路啓開作業]



伊勢湾BCP・緊急確保航路等航路啓開計画の改訂

南海トラフ地震関連情報の発令時の対応や港湾施設供用の見通しの公表など計画改訂について意見交換を実施。



講評 アドバイザー : 小野教授、富田教授



手順書(案)の概要

手順書(案)の策定経緯

【平成29年度】

広域連携体制の行動計画のうち、3つの活動について手順書(案)を作成した(既存手順書)

①広域連携体制の構築

②資機材の調達

③優先順位の設定

【平成30年度】

作業部会において以下の検討を行った。

手順書(案)①・②・③の修正
平成29年度に抽出した検討課題を踏まえ平成29年度に作成した3つの手順書を修正した

手順書(案)④・⑤の作成
新たに「④被害状況調査」と「⑤航路啓開作業」の手順書を作成した

手順書(案)の統合
手順書(案)①～⑤を1つにまとめ、時系列に構成を見直した

3時間

24時間

48時間

広域連携体制の行動計画(初動)

①広域連携体制の構築

②資機材の調達

津波警報・注意報解除

④被害状況調査

③優先順位の設定

緊急確保航路等航路啓開計画
(中部地方整備局)

各港港湾BCP

浮遊物除去・深浅測量(事前)

障害物の除去

深浅測量(事後)

航路啓開後の利用水深の決定・公表

港湾区域内の航路の啓開作業

港湾施設の応急処置

背後の道路啓開作業【くしの歯作戦】

⑤航路啓開作業

3日

4日

7日以降

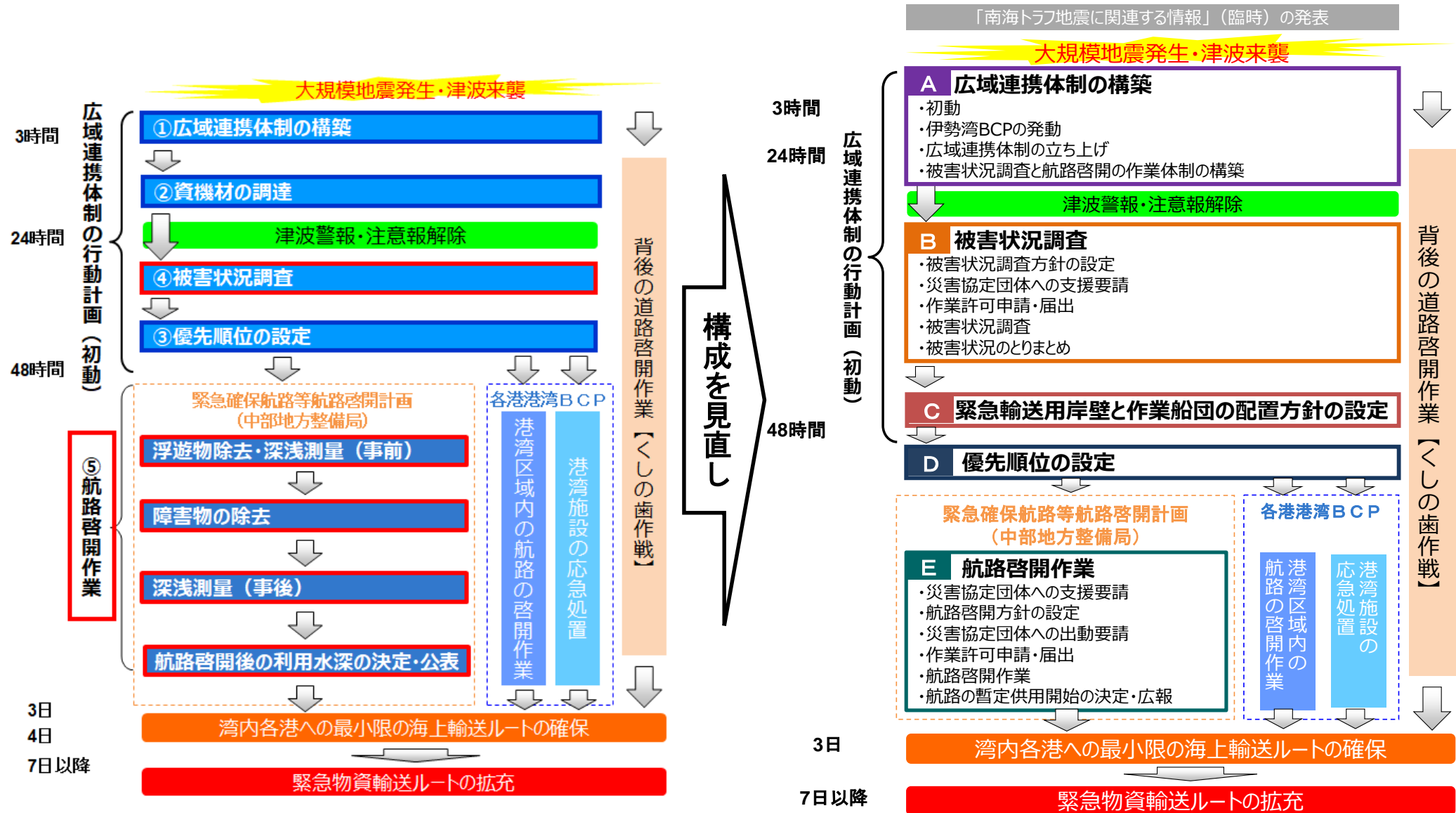
湾内各港への最小限の海上輸送ルート確保

緊急物資輸送ルートの拡充

大規模地震発生・津波来襲

手順書(案)の構成

既存手順書と新規手順書を1つにまとめ、時系列に再構成した



手順書(案)の構成

手順書案は、以下の構成で作成

X 事前対策 (「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の発表に伴う事前対策の実施)

A 広域連携体制の構築

A1 初動 (伊勢湾BCP協議会各構成機関の災害対策本部立ち上げ)

A2 伊勢湾BCPの発動

A3 広域連携体制の立ち上げ

A4 被害状況調査と航路啓開の作業体制の構築

B 被害状況調査

B1 被害状況調査方針の設定

B2 災害協定団体への支援要請

B3 作業許可申請・届出

B4 被害状況調査

B5 被害状況のとりまとめ

C 緊急輸送用岸壁と作業船団の配置方針の設定

D 優先順位の設定

E 航路啓開作業

E1 災害協定団体への支援要請

E2 航路啓開方針の設定

E3 災害協定団体への出動要請

E4 作業許可申請・届出

E5 航路啓開作業

E6 航路の暫定供用開始の決定・広報

伊勢湾BCP及び緊急確保航路等 航路啓開計画の改訂について

伊勢湾BCPの改訂案

改訂箇所	ページ	改訂内容
4-2 伊勢湾の広域連携体制の設置	15	<ul style="list-style-type: none">・気象庁より「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発令された場合の対応(発災に備えた確認・準備、伊勢湾BCP協議会への注意喚起等)を追記する。・発動基準について、津波警報(予想津波高さが高いところで1mより大きく3m以下)の定義と被害の関係を考慮し、「津波警報又は」を削除する。・広域連携体制の概念図に「防衛省海上自衛隊横須賀地方総監部」を追記する。
6-1 関係者間の情報共有	69	<ul style="list-style-type: none">・関係者間で共有すべき情報として、航路及び港湾施設に関する情報(航路・港湾施設の被害、使用可否、復旧状況等)に「供用の見通し」を明記する。
6-2 機能回復情報の発信	73	<ul style="list-style-type: none">・港湾施設の暫定供用の見通しと優先順位は一般には公表しないこととする。・港湾関係者及び物流・貿易関係者に対しては、伊勢湾BCP協議会構成機関を通じて、暫定供用の見通しなど予定情報を含め情報を発信する。
7-2 運用体制	77	<ul style="list-style-type: none">・伊勢湾BCP協議会構成機関に「防衛省海上自衛隊横須賀地方総監部」を追記する。

◆ 4-2 伊勢湾の広域連携体制の設置 (P15)

(1) 広域連携体制の設置

- ・「伊勢湾港湾広域防災協議会」(港湾法港湾法第 50 条の 4 に基づく法定協議会)は、大規模災害が発生、または発生が見込まれる場合に、関係者による連携・協働体制の中核として、「伊勢湾BCP協議会 広域連携体制」を中部地方整備局港湾空港部内に設置する。
- ・広域連携体制は、国土交通省中部地方整備局港湾空港部、国土交通省中部運輸局交通政策部、海上保安庁第四管区海上保安本部交通部、愛知県、三重県、名古屋港管理組合、四日市港管理組合で構成する。

※気象庁の南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、中部地方整備局港湾空港部は、広域連携体制構成機関及び災害協定団体へ対応の連絡、注意喚起等を行う。

【伊勢湾 BCP 協議会 広域連携体制】

中部地方整備局 (総合調整役)	港湾空港部長
第四管区海上保安本部	交通部長
名古屋港管理組合	企画調整室長
四日市港管理組合	経営企画部理事
愛知県	建設部長
三重県	県土整備部長
中部運輸局	交通政策部長

発動基準

- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港が所在する自治体で震度 6 弱以上の地震が発生したとき
- 伊勢・三河湾、尾鷲港に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港が所在する自治体で高潮被害が発生したとき
- 伊勢・三河湾、尾鷲港でその他の重大事故が発生したとき

伊勢湾BCPの改訂案

◆ 6-1 関係者間の情報共有 (P69)

- 各構成機関は、大規模災害時に通信を確保するため、複数の連絡窓口と通信手段を確保する。
- 伊勢湾BCP協議会は、通常時に各構成機関の連絡窓口と通信手段を記載した連絡体制表を作成し共有する。
- 広域連携体制は、大規模災害発生後、協議会構成機関に情報配信を行う体制を速やかに構築する。
- 港湾物流機能の回復に的確に取り組むため、中部地方整備局は、関係機関及び関係者からの復旧状況等の情報を一元的に集約するとともに、その情報を各関係者に情報提供し共有するものとする。
- 共有すべき情報は以下のとおりとする。
 - 被災情報
 - 資機材の調達に関する情報
 - 航路及び港湾施設に関する情報(航路・港湾施設の被害、使用可否、復旧状況、**供用の見通し**等)
 - 民間事業者のニーズに関する情報等(港湾事業者、立地企業、荷主等)
- 各港の港湾管理者と中部地方整備局の港湾事務所は、表25 災害報告様式を用いて中部地方整備局の港湾空港部にメール、FAX等によりこれらの状況を報告する。

- 名古屋港
- 四日市港
- 津松阪港
- 三河港
- 衣浦港
- 尾鷲港

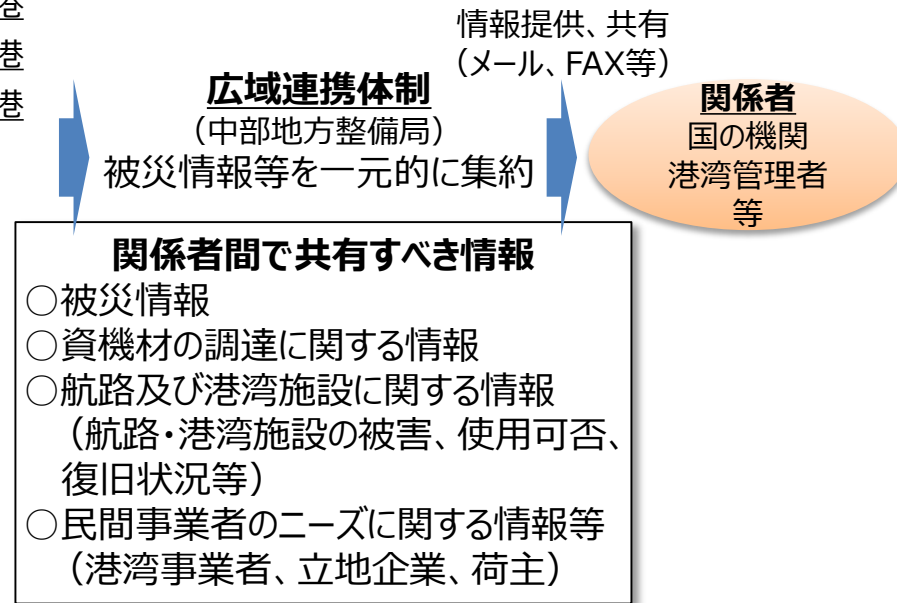


図 58 情報共有の考え方

◆ 報告先

港湾防災情報センター

E-Mail : ○×○×△@pa.cbr.mlit.go.jp

TEL : 052-209-6313 FAX : 052-209-6335

伊勢湾BCPの改訂案

◆ 6-2 機能回復情報の発信 (P73)

- ・港湾利用者の貨物輸送需要の回復に的確に対応して港湾物流機能の回復を図るためには、港湾施設の被災**情報状況**及び復旧**見通し状況**をできる限り速やかに情報提供することが重要である。
- ・広域連携体制を中心とする関係者間の情報連絡システムを構築し、発災からすぐに正確な情報発信を行える体制を整える。
- ・中部地方整備局は、関係機関及び関係者からの復旧状況等の情報を集約し、その情報をポータルサイト等を通じて各関係者に情報提供し共有するものとする。その際、発信日時を明示する。
- ・各港における岸壁の使用可否、暫定供用、復旧等の情報、船舶の交通制限等の情報については、各港湾管理者及び各港長等からの発信に加えて、中部地方整備局が伊勢湾全体の機能回復情報を集約し、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で発信するものとする。
- ・**港湾関係者及び物流・貿易関係者に対しては、伊勢湾BCP協議会構成機関を通じて、暫定供用の見通しなど予定情報を含め情報を発信する。**
- ・なお、情報発信に際しては、報道機関への情報提供やホームページへの掲載等の方法により、港湾利用者間での情報の公平性が確保されるように留意する。



配信・共有する情報(例)		対象	
		港湾関係者、 物流・貿易関係者	国民・ 地域住民
航路啓開情報	暫定供用開始 (航路幅・水深)	○	○
	航路啓開進捗、暫定供用見通し	○	—
港湾施設情報	暫定供用開始 (岸壁水深・延長、 臨港道路ルート・車線等)	○	○
	啓開進捗、暫定供用見通し	○	—
優先順位	航路啓開の優先順位	○	—
入港船舶情報	緊急物資輸送船初入港等	○	○
道路情報	港湾へのアクセス道路の啓開状況	○	○
全国の被災情報	全国の港湾の被災状況、復旧状況	○	○

図 59 機能回復情報の発信の考え方

伊勢湾BCPの改訂案

◆ 7-2 運用体制 (P77)

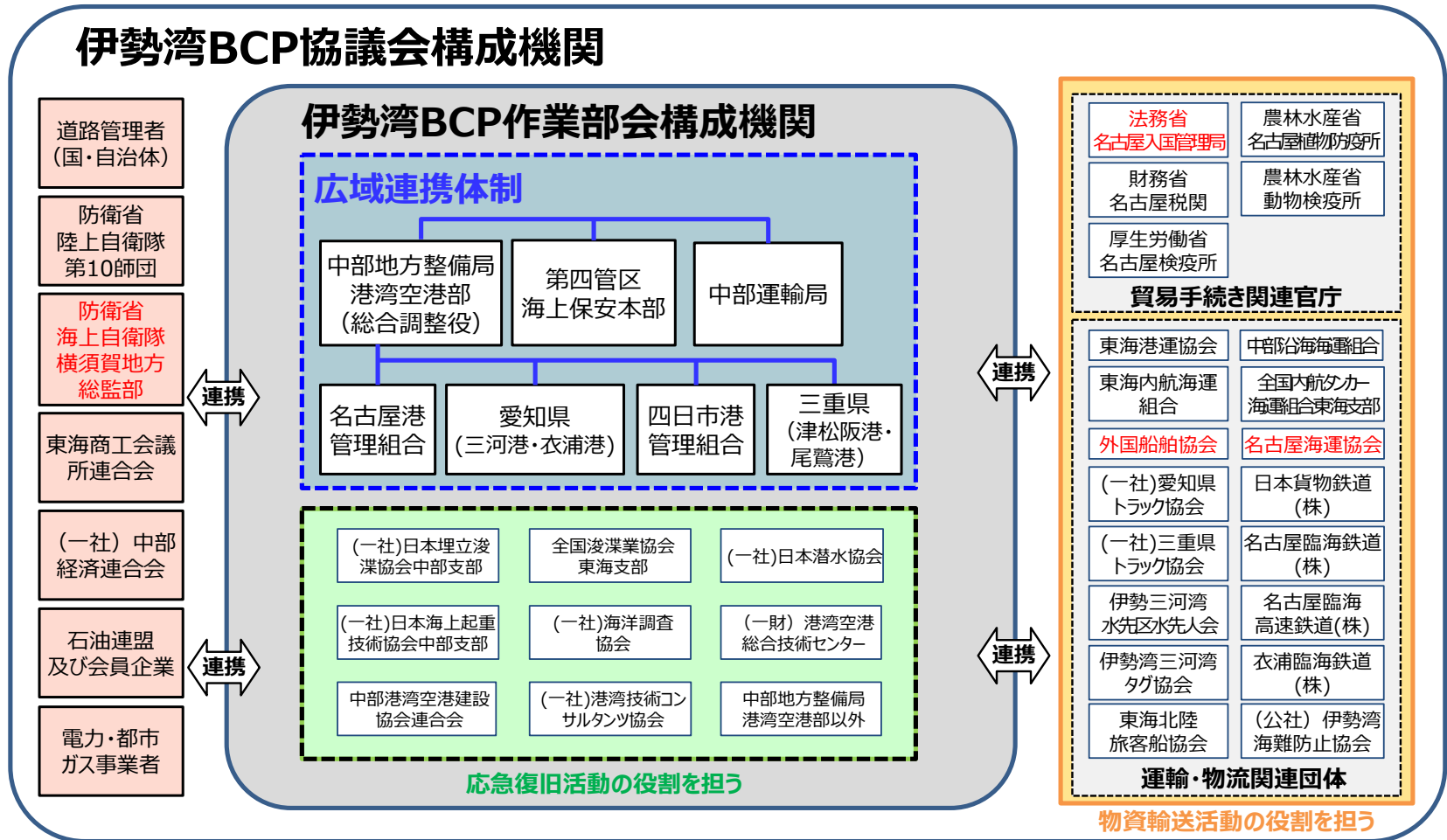


図 63 伊勢湾BCP協議会及び作業部会

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂

改訂箇所	ページ	改訂内容
2-2 航路啓開の手順と関係機関の役割 (1) 航路啓開の手順	11	・「図 9 航路啓開の手順と関係機関の役割」のフロー図を手順書を踏まえて修正する。
2-3 円滑な作業調整及び作業許可の迅速化 (2) 作業許可申請等の弾力的かつ臨機応変な手続き	12	・「図 10 航路啓開の手順」を作業の目的(障害物の把握、利用水深の確認)を踏まえて修正する。

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂案

◆ 2-2 航路啓開の手順と関係機関の役割 (1) 航路啓開の手順 (P11)

手順書(案)を踏まえ全体的に改訂

発災後の時間の目安
※地震・津波の規模や被害によって変わる

ライフラインの状況
※津波浸水域ではさらに時間を要する。
※中央防災会議の想定を参考

12時間

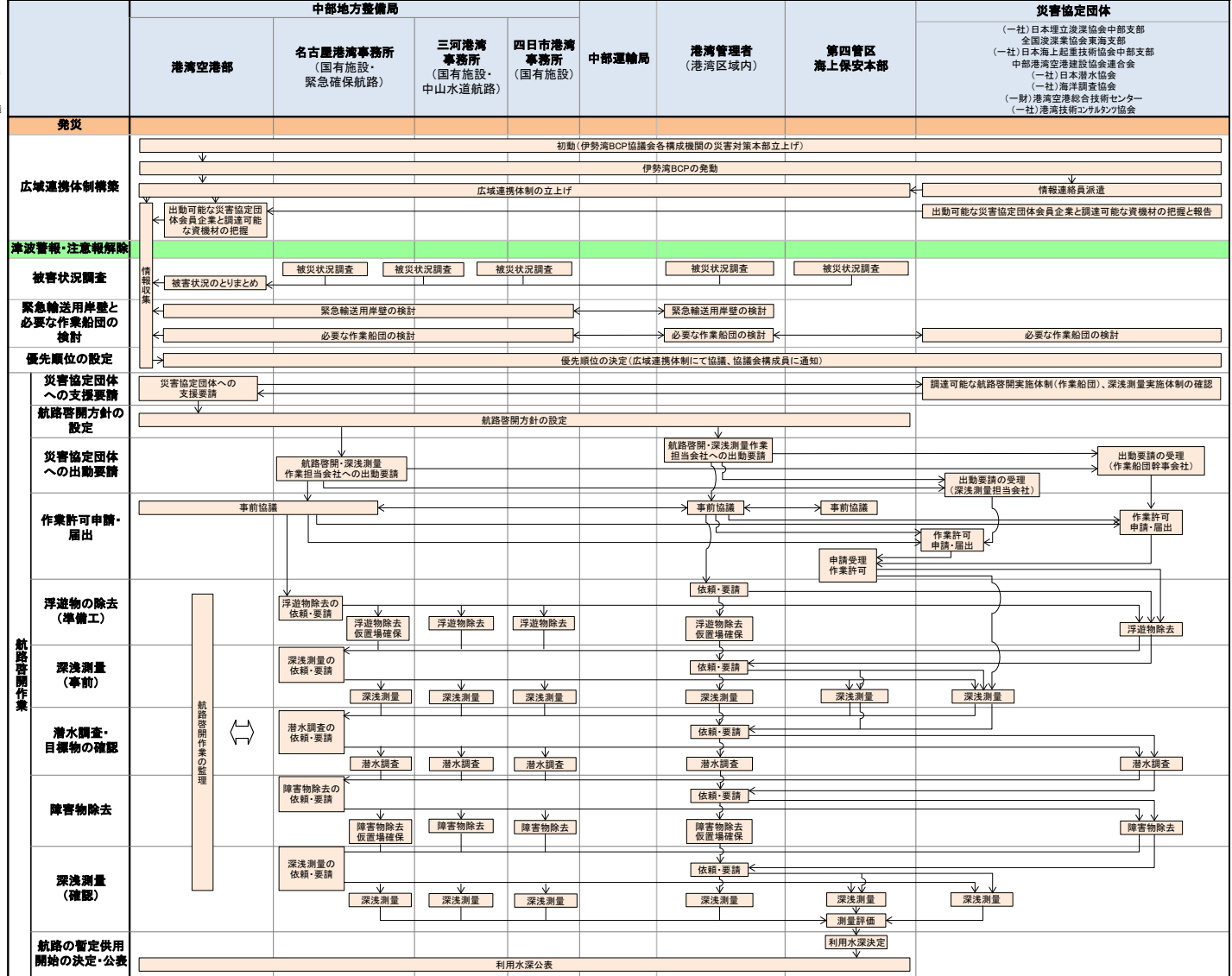
24時間

48時間

3日
携帯電話概ね回復

4日
電気固定電話概ね回復

水道1ヶ月後に概ね回復



緊急確保航路等航路啓開計画の改訂案

◆ 2-3 円滑な作業調整及び作業許可の迅速化 (2) 作業許可申請等の弾力的かつ臨機応変な手続き (P12)

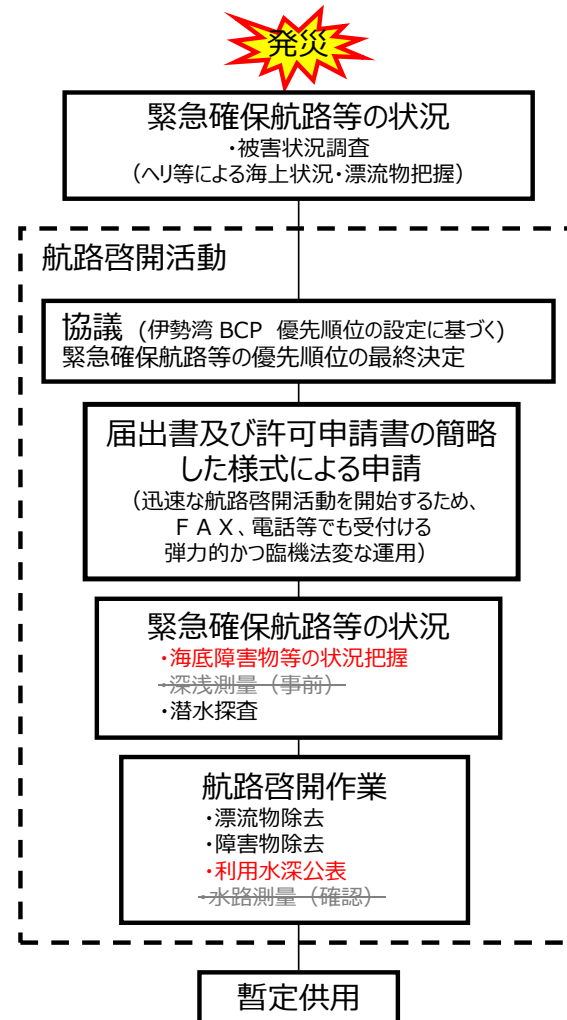


図 10 航路啓開の手順